

# 和歌山県公立学校における医療的ケアの実施について

和歌山県教育委員会

令和2年3月

はじめに

和歌山県教育委員会では、子供たちが学校に登校して専門的な教育を受けることができるよう、平成 10 年に文部省事業「福祉・医療の連携に関する実践研究」を受託して以降、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）に対する教育の充実に取り組んできました。

平成 24 年 4 月には、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、登録認定を受けた教員等が、一定の条件の下に特定の医療的ケアを実施する制度が整備されました。当県においては、県教育委員会を同法に基づく研修機関とし、教員に対する研修を実施しています。このような医療的ケア実施体制の整備により、近年は約 60 名の医療的ケア児が県立特別支援学校に通学し、日々の学校生活の中で、自立や社会参加に向けた力を育んでいます。

今日までの県立特別支援学校における医療的ケアに関する取組は、学校生活に希望を託した子供と保護者、教育の可能性を追求する教職員、支える医療関係者等、すべての人々の願いの結集により実現してきたものです。今後も、その取組を発展させるべく、学校における安心かつ安全な医療的ケア実施体制の更なる充実を推進していく必要があると考えています。

近年、医療技術の進歩を背景として、人工呼吸器の管理等の高度な医行為が必要な児童生徒や、歩いたり活発に活動したりする児童生徒等、医療的ケア児の実態が多様化するとともに、特別支援学校だけではなく小学校、中学校への在籍等、学校における医療的ケアは大きく変化しています。

また、平成 28 年 4 月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、同年 6 月には改正児童福祉法が施行されるなどにより、社会の様々な分野で、医療的ケア児に対する支援の充実が図られています。教育においても、平成 31 年 3 月、文部科学省が「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」を示すなど、すべての学校における医療的ケア実施体制の充実が求められているところです。

県教育委員会では、本年度、医療的ケア実施体制の充実に資するため、和歌山県公立学校医療的ケア運営協議会を開催し、医療関係者、市町村教育委員会、教職員等により協議を行い、本ガイドラインを作成しました。

本ガイドラインを踏まえ、各学校における医療的ケア実施体制の一層の充実が図られるとともに、一人一人の医療的ケア児が安心して安全な学校生活を送り、持てる能力を最大限に伸ばせる学校教育が実現することを願います。

令和 2 年 3 月

和歌山県教育委員会

## 目次

1	学校における医療的ケア	2
	(1) 医療的ケアについて	2
	①医療的ケアとは	2
	②特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項	2
	③医行為であるか否かの判断	2
	(2) 学校で医療的ケアを実施する目的と意義	3
	(3) 医療的ケア児の学びの場	3
2	県立特別支援学校における医療的ケア	4
	(1) 実施体制の整備	4
	(2) 医療的ケアの実施	5
	(3) 研修実施体制	5
	①教員が特定行為を実施するための研修	5
	②看護師が医療的ケアを実施するための研修	6
	(4) 医療的ケアに関わる関係者の役割分担	6
	(5) 保護者との連携	9
	(6) 校外における医療的ケア	10
	①校外学習（宿泊学習を含む。）	10
	②スクールバス等による登下校等	10
	(7) 災害時における対応	10
3	小学校・中学校等における留意事項	11
4	教育委員会の役割	11
	(1) 全ての教育委員会の役割	11
	(2) 県教育委員会の役割	12

## 1 学校における医療的ケア

### (1) 医療的ケアについて

#### ①医療的ケアとは

本ガイドラインにおける医療的ケアとは、学校や在宅等で日常的に行われている喀痰吸引及び経管栄養等の医行為を指す。また、日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医療的生活援助行為であり、病気のために治療行為として行う医行為は含まないものとする。

医行為は医師及び看護師等のみ、その実施が可能とされるものであるが、平成 24 年 4 月の社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、一定の研修を修了し、喀痰吸引等の業務の登録認定を受けた教員等が一定の条件の下、次の 1) ～5) に示す特定の医療的ケア（以下「特定行為」という。）を実施できるようになった。

#### [特定行為]

- 1) 口腔内の喀痰吸引      2) 鼻腔内の喀痰吸引      3) 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 4) 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養      5) 経鼻経管栄養

また、看護師及び登録認定を受けた教員等が、医療的ケアを実施する場合には、医師の指示が必ず必要である。医療的ケアを実施する学校には、医師が存在しないので、あらかじめ医師から指示書の提供を受け、その指示書の内容に従って、医療的ケアを実施することとなる。

#### ②特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項

人工呼吸器の管理等、学校における医療的ケアは多様化しているとともに、医療的ケアの実施や健康管理に個別性が高く特別な配慮を要する場合もある。

医師のいない学校環境下における特定行為以外の医療的ケアの実施にあたっては、主治医や看護師等の助言を得つつ、個々の児童生徒等の状態に照らしてその安全性を考慮しながら、対応の在り方を検討し、各学校での医療的ケアの実施につなげていくことが必要である。

また、同じ医行為であっても、学校に在籍する医療的ケア児は、個別性が高いため、その実施を一律に判断することが困難である点についても留意する必要がある。

#### ③医行為であるか否かの判断

学校における医療的ケアを実施する上で、個々の生活援助行為が「医行為」に該当するか否かを判断するのが難しい場面に遭遇することも多い。この点について、文部科学省では、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（平成 17 年 8 月 25 日 17 国文科ス第 30 号初等中等教育局長通知）」において、厚生労働省が示す「原則として医行為ではないと考えられるもの」の周知を図っている。

（医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（平成 17 年 8 月 25 日 17 国文科ス第 30 号初等中等教育局長通知） 一部抜粋）

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温計測すること、及び耳式電子体温計により、外耳道で体温を測定すること

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>2 自動血圧測定器により血圧を測定すること</li><li>3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメーターを装着すること</li><li>4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)</li></ol> |
|---|

## (2) 学校で医療的ケアを実施する目的と意義

学校における医療的ケアの実施は、安心して学校生活を送ることのできる体制整備により、医療的ケア児の学びを充実させることを目的とする。

医療的ケアの実施により、出席日数の増加や、授業への継続した参加が可能となり、多様な学習機会を得られる。また、日々の学校生活を送ることによる生活リズムの形成や、医療的ケアを通じて教員や看護師等との信頼関係が構築されることにより、対人関係が広がるなどの教育的効果も期待できる。

学校における医療的ケアの実施に際しては、医療的ケア児の生活全般を通じた支援を充実させる観点から、病院や訪問看護ステーション等、関係機関との連携や必要な情報の共有を図ることが必要である。当該児童生徒のつなぎ愛シート(個別の教育支援計画)の作成にあたっては、本人や保護者の意向を踏まえるとともに、関係機関等との連携内容等を反映させることが重要である。また、情報の共有に際しては、関係機関との連携の趣旨や目的を十分に説明し、本人・保護者の理解を得ることに留意する必要がある。

## (3) 医療的ケア児の学びの場

医療技術の進歩等により、医療的ケア児の実態は多様となり、いわゆる重症心身障害児に該当する者のみならず、歩いたり活発に活動したりすることが可能な医療的ケア児も学校に在籍している。

平成25年の学校教育法施行令の改正により、障害のある児童生徒の就学先の決定方法が改められ、医療的ケア児の就学先決定においても、障害の状態だけではなく、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意向、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先が決定されているところであり、特別支援学校だけではなく、小学校・中学校等にも医療的ケア児が在籍している。

よって、小学校・中学校等を含むすべての学校において、医療的ケア児の在籍状況や各学校の実情に応じた医療的ケア実施体制を構築し、医療的ケア児が安心して学校生活を送り、学ぶことのできる体制を構築する必要がある。

## 2 県立特別支援学校における医療的ケア

### (1) 実施体制の整備

県立特別支援学校では看護師と教員の協働による医療的ケア実施体制を構築し、安心で安全な医療的ケアに取り組んできたところである。各学校においては、医療的ケア実施体制の更なる充実を図るため、次の 1)～6)のような安全確保のための措置を講じ、実施要領として策定するとともに下記の留意事項を参考とし必要な対応を図ること。

- 1) 教職員と看護師との役割分担や連携の在り方
- 2) 医療的ケアの実施に係る計画書や報告書の作成
- 3) 危機管理への対応を含む個別マニュアルの作成
- 4) 緊急時への対応
- 5) ヒヤリ・ハット事例の共有
- 6) 近隣の関係機関（福祉・医療等）との連絡体制の整備等

#### [留意事項]

- 看護師が、医療的ケア児との関係性が構築されている教職員と連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるようにする必要がある。このため、医療的ケア委員会等を設置するなど、校長の管理責任の下、保健主事・養護教諭、教諭、看護師、主治医、学校医等が連携し、対応を検討できる体制を構築すること。
- 医療的ケア委員会等の設置や運営、個々の医療的ケアの実施にあたっては、主治医のほか、学校医等に指導や助言を求めること。
- 教職員と看護師、主治医、学校医の連携を図るため、教職員の中から校内の連絡・調整や外部の関係機関との連絡・調整に当たる担当者をあらかじめ決めておくこと。
- 病院と異なり医師が近くにいない中で、看護師がより安心して医療的ケアを実施するために、学校医や主治医、医療的ケア児が通常利用している病院や訪問看護ステーション等の看護師と直接意見交換や相談を行うことができる体制を構築すること。
- 看護師も児童生徒等の教育を共に担っていくチームの一員であることから、看護師と校長や、関係する教諭・養護教諭等との間で情報共有やコミュニケーションを図るとともに、校長等との個別の面談の機会等を設けること。
- 学校は、保護者への説明会や個別の面談等の機会を捉え、看護師が学校の一員として、医療的ケアの実施に重要な役割を果たしていることや、担っている責任、学校側の体制等について保護者の理解を得るよう努めるとともに、医療的ケアに関する保護者の意向等を確認するなど相互にコミュニケーションを図ること。
- 各学校においては、事故を未然に防止するためにヒヤリ・ハットの集約と分析による改善策の検討が必要であることを再確認し、事例の収集と分析を行う組織の設定と共有化を図るためのシステムづくりを進めること。
- 医療的ケアに関する事故が発生した際の対応については、「学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日 27 文科初第 1785 号初等中等教育局長通知）」を踏まえ、応急手当や迅速な救急車の要請、保護者への対応、学校設置者への報告等を適切に行うこと。

## (2) 医療的ケアの実施

個々の児童生徒等に対する医療的ケアの実施にあたっては、当該児童生徒等の実態や各学校の環境等を踏まえるとともに、主治医及び学校医の医学的判断に基づき校内の医療的ケア委員会等での十分な議論を行い学校長が決定するものとする。

また、学校長は、個別具体的な検討と判断を行うため、必要かつ十分な情報の収集と組織的な検討体制を構築することが必要である。

なお、同じ医行為であっても、医療的ケア児の個性性は高いため、その実施を一律に判断することが困難である点についても留意する必要がある。

学校における医療的ケアの実施にあたっては以下のような流れで手続きを行う。

### [手続きの流れ]

- ① 保護者からの申請
- ② 主治医からの意見書、学校医からの意見書の受領
- ③ 医療的ケア委員会等での協議（学校長による医療的ケア実施の決定）
- ④ 主治医研修  
看護師：当該児童生徒に対する医療的ケア及び健康状態等に係る研修  
教員：法定研修における実地研修及び、児童生徒に対する医療的ケア及び健康状態等に係る研修
- ⑤ 主治医からの指示書の受領
- ⑥ 個別マニュアルの整備

## (3) 研修実施体制

### ①教員が特定行為を実施するための研修

特別支援学校において、教員が5つの特定行為（p2 参照）を行うためには、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に基づく「第三号研修」を修了の上、「認定特定行為業務従事者」として認定登録する必要がある。

そのために、県教育委員会が登録研修機関となり以下の研修を実施している。

なお、教員が特定行為を実施するためには当該学校が「登録特定行為事業者」として認定を受けている場合に限る。

### [特別支援学校喀痰吸引等研修]

- ◆基本研修①：9時間の講義及びシミュレータ演習（春・夏 年2回実施）
- ◆基本研修②：各学校の看護師を講師とし、特定の児童生徒等への特定の行為に関して実施する現場演習
- ◆実地研修（主治医研修）：県教育委員会が実地研修を委託している病院において、当該児童生徒の主治医より特定行為の手技について評価を受けるとともに、当該児童生徒に対する医療的ケア及び健康状態等に係る研修を受ける
- ◆修了認定：実地研修における評価後、県教育委員会が研修修了証を交付
- ◆登録認定：県から「認定特定行為業務従事者認定証」を交付

- ◆更新研修 (主治医研修) : 指示書指示期間の終了に際し、新たな指示を受けるにあたって、主治医から当該児童生徒に対する医療的ケア及び健康状態等に係る研修を受ける
- ◆フォローアップ研修 : 認定証を受領した教員が当該特定行為を一定期間行わなかった場合は、下記により研修を実施する
  - 【概ね3ヶ月～1年】
    - ・シミュレータ演習 (評価者：看護師)
  - 【概ね1年以上】
    - ・シミュレータ演習 (評価者：看護師)
    - ・主治医研修 (手技確認及び指示書更新)

※上記に示した期間は、あくまで目安であり、1ヶ月～2ヶ月以内に特定行為を実施しなかったことによる本研修の実施を否定するものではない
- ◆胃ろう腸ろうからの経管栄養に係る研修について【特定行為の認定証を受領済】
 

例) 滴下による胃ろうからの経管栄養で認定証の交付を受けていたが、当該児童生徒等の栄養剤が半固形に変更した場合

: 学校におけるシミュレータ演習 (評価者：看護師) を実施し、主治医から新たな栄養剤に係る指示書の受領を行う

② 看護師が医療的ケアを実施するための研修

a) 主治医研修

看護師が医療的ケアを実施するにあたり、当該児童生徒に対する医療的ケア及び健康状態等に係る研修を主治医から受ける。なお、指示書指示期間の終了に際し、新たな指示を受けるにあたっては同様とする。

b) 看護師研修 (県教育委員会主催)

学校における医療的ケアの実施について、県内の学校に勤務する看護師が講義・実技講習の受講や協議・情報交換等を行う。

(4) 医療的ケアに関わる関係者の役割分担

医療的ケア児が在籍する学校において、安心して安全な医療的ケアを実施するため、医療的ケア児に関わる教職員の役割を整理し、相互に連携協力しながら、それぞれの役割において責任を果たしていくことが重要である。また、学校の教職員だけでなく、医療行為についての指示を行う主治医や保護者等、医療的ケア児に関わる者が、それぞれの役割を果たすとともに、協力関係を構築することも重要である。各学校においては、以下の役割分担例を参考とし、具体的な連携協力体制を構築する必要がある。

## [役割分担例]

### ① 医療関係者との関係

- 学校における医療的ケアの実施にあたっては、医療の専門的知見が不可欠である。学校における検討や実施にあたっては、主治医、学校医等の協力を得て小児医療や在宅医療等の専門的知見を活用する必要がある。
- 看護師及び認定特定行為業務従事者が医療的ケアを行う場合には、医師の指示が必要である。医療的ケアを実施する学校では、あらかじめ主治医が指示書を学校宛てに作成し、その指示書の内容に従って、医療的ケアを実施しなければならない。このため、学校と指示書の内容に責任を負う主治医との連携は不可欠である。
- 主治医に対しては、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの範囲や内容、実施する学校の状況等を踏まえて明確な内容の指示書を学校宛てに作成する必要性について説明することが重要である。
- 学校は、あらかじめ主治医に対して指示書の作成に必要な情報を十分に提供するとともに、日々の医療的ケアの実施に必要な記録を整備し、定期的に情報を提供することが必要である。
- 主治医に医療的ケアの指示を依頼する際には、各学校における医療的ケアの仕組みの全体像や役割分担を明記したリーフレット等を用いるなど短時間で分かりやすく説明する工夫が重要である。

### ② 医療的ケアに関わる教職員の役割

#### a) 校長・教頭の役割

- 学校における医療的ケアの実施要領の策定
- 医療的ケア委員会の設置・運営
- 各教職員の役割分担の明確化
- 外部も含めた連携体制の構築・管理・運営
- 本人・保護者への説明
- 教育委員会への報告
- 学校に配置された看護師・教職員の服務監督
- 宿泊学習や課外活動等への参加の判断
- 緊急時の体制整備
- 看護師の勤務管理
- 校内外関係者からの相談対応

#### b) 看護師の役割

- 医療的ケア児のアセスメント
- 医療的ケア児の健康管理
- 医療的ケアの実施
- 主治医・学校医等医療関係者との連絡・報告
- 教職員・保護者との情報共有
- 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

- 医療的ケアの記録・管理・報告
  - 必要な医療器具・備品等の管理
  - 指示書に基づく個別マニュアルの作成協力
  - 緊急時のマニュアルの作成協力
  - ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策の検討
  - 緊急時の対応
  - 教職員全体の理解啓発
- c) 教諭の役割
- 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
  - 医療的ケアに必要な衛生環境理解
  - 看護師・認定特定行為業務従事者である教職員との情報共有
  - ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策の検討
  - 緊急時のマニュアルの作成協力
  - 自立活動の指導等
  - 緊急時の対応
- d) 認定特定行為業務従事者である教職員の役割  
(上記全ての教職員に加え)
- 医療的ケアの実施（特定行為のみ）
  - 医療的ケアの記録・管理・報告
  - 必要な医療器具・備品等の管理
  - 緊急時のマニュアルの作成
- e) 保健主事・養護教諭の役割  
(上記全ての教職員に加え)
- 保健教育、保健管理等の中での支援
  - 児童生徒等の健康状態の把握
  - 医療的ケア実施に関わる環境整備
  - 主治医、学校医等医療関係者との連絡・報告
  - 看護師と教職員との連携支援
  - 研修会の企画・運営への協力

## (5) 保護者との連携

安心で安全な医療的ケアの実施と医療的ケア児の学びの充実のためには、学校と保護者が当該児童生徒の日々の健康状態や医療的ケアの実施状況を共有するなど、信頼関係に基づく連携・協力関係を構築する必要がある。

各学校においては以下の留意事項を参考とし、医療的ケアに関する説明会を実施するなどにより学校における医療的ケア実施の趣旨及び各学校における医療的ケア実施体制、当該児童生徒等に対する個別具体的な医療的ケアの実施について、保護者の理解を求めることが必要である。

### [留意事項]

- 学校が医療的ケア児の健康状態を十分把握できるよう、あらかじめ障害の状態や病状について説明を願うこと。
- 学校において安全に医療的ケアを実施するためには、主治医の指示書や学校医の意見等に基づき、一人一人の実施マニュアルを作成し、実施者が必要な研修を重ねて実施すること。
- 安全に医療的ケアを実施するために、主治医との連携や、研修実施に際して協力を求めること。
- 学校で医療的ケアを実施するためには、学校生活上での実態把握や、医療的ケア委員会での議論や実施に向けた研修等を行うため、相応の準備期間が必要であること。また、準備期間中は保護者の付き添いを依頼する場合があること。
- 特定行為以外の医療的ケアの実施について、医師のいない学校環境下では困難な場合があること。また、同じ医行為であっても、医療的ケア児の個別性が高いため、その実施を一律に判断することが困難であること。
- 医療的ケアに必要な個別の医療器材や消耗品の準備、点検・補充は、保護者が行うこと。
- 学校では、体調が安定している医療的ケア児への対応を行うため、健康状態がすぐれない場合の無理な登校は控えること。
- 登校後、健康状態に異常が認められる時には速やかに保護者と連絡を取り、その状態に応じ必要な対応を求める場合があること。
- 健康状態がすぐれずに欠席していた医療的ケア児が回復し、再び登校する際には、連絡帳等により、十分な連絡を願うこと。
- 緊急時の連絡手段を確保すること。
- 保護者の付添いは、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合とするが、やむを得ず協力を求める場合があること。

※ 保護者の付添いの協力を得ることについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべきであるが、やむを得ず協力を求める場合には、学校は、代替案等を十分に検討した上で、真に必要と考える理由や付添いが不要になるまでの見通し等について丁寧に説明する必要がある。

## (6) 校外における医療的ケア

### ①校外学習（宿泊学習を含む。）

通常の学校生活とは異なる状況となる校外学習においては、安心して安全に医療的ケアを実施できる環境を確保するとともに、緊急時の対応策を含めた計画を策定する必要がある。

また、医療的ケア児の状況に応じ、看護師又は認定特定行為業務従事者による対応が可能であるが、当該児童生徒が必要とする医療的ケアの内容や、健康状態、校外学習の状況等を個別具体的に検討し、校外学習時における医療的ケアの実施者を決定する必要がある。

### ②スクールバス等による登下校等

スクールバスへの乗車については、医療的ケア児の乗車可能性をできる限り追求するとともに、個別具体的に検討し判断する必要がある。乗車時間中に医療的ケアを行う必要がある又は想定される場合には、安全確保の困難さから、やむを得ず保護者に送迎を依頼する場合が考えられるが、学校は保護者に対して、真に送迎が必要と考える理由等について丁寧に説明し、理解を得ることが大切である。

また、校外学習等における福祉車両等による移動において、乗車中に喀痰吸引が必要となる場合には、看護師による対応を基本とするとともに、停車して医療的ケアを実施できる地点をあらかじめ確認し、運行ルートを設定する必要がある。

なお、スクールバス乗車時等に生じる緊急時の対応策については、保護者と学校関係者（学校医、主治医、看護師を含む。）と協議し必要な対策を講じる必要がある。

## (7) 災害時における対応

大規模災害時は、発災後、学校の所在地及び児童生徒等の居住地等の安全を確認後、確実に保護者に引き渡すことを前提として対応をすすめる。しかしながら、情報通信網や交通機関等の混乱、被災状況等により、保護者等への引き渡しが困難な場合には、児童生徒等を学校で待機させる必要が生じる場合も想定される。

各学校においては、大規模災害時においても医療的ケア児に対する安全の確保と持続的に医療的ケアが実施できるよう以下の留意事項を参考とし、必要な体制整備を行う必要がある。

#### [留意事項]

- 医療的ケア児が在籍する学校では、災害時にも医療的ケアを実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておくこと。
- 人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を学校関係者（学校医・主治医、看護師を含む。）と保護者で事前に確認すること。
- スクールバスに乗車中など、登下校中に災害が発生した場合の対応策についても、

十分確認すること。

- 緊急時の対応等について、医療機関等との連携協力体制を十分確認すること。

### 3 小学校・中学校等における留意事項

小学校・中学校等において医療的ケアを実施する場合には、特定行為を含め、原則として看護師等を配置又は活用しながら、主として看護師等が医療的ケアに当たり、教職員等がバックアップする体制が望ましい。また、医療的ケア児の状態や特定行為の内容により、認定特定行為業務従事者（p5 参照）の実施が可能な場合には、主治医等の意見を踏まえつつ、特定の児童生徒等との関係性が十分認められた上で、教員等が特定行為を実施し、看護師等が巡回する体制も考えられる。

小学校・中学校等における医療的実施体制の整備等については、本ガイドライン及び「学校における医療的ケアの今後の対応（平成31年3月20日文科科学省）」を参照の上、各自自治体の様々な実情等に応じ検討いただきたい。

なお、各学校における医療的ケア実施体制の構築に際しては、医療的ケア児が在籍する特別支援学校のセンター的機能を活用し助言を得て検討を行うことも考えられる。

### 4 教育委員会の役割

#### (1) 全ての教育委員会の役割

各教育委員会は、医療的ケア児の受け入れに備え、域内の学校における総括的な管理体制を整備するため、以下に示すことを実施する必要がある。

#### [整備事項]

- 管理下の学校における医療的ケア実施体制の策定（医療的ケアを実施する看護師等と認定特定行為業務従事者である教職員やその他の教職員との連携及び役割分担を含む。）
- 学校医・医療的ケア指導医等との連携
- 看護師等の配置
- 看護師等や教職員の研修や養成
- 緊急時の対応指針の策定・学校と医師及び医療機関の連携協力の支援
- 管理下の学校における医療的ケア実施体制説明資料（保護者用リーフレット、医療関係者用リーフレット）の作成と広報
- ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析
- 新たに対応が求められる医療的ケアの取扱いの検討

## (2) 県教育委員会の役割

県教育委員会は、県内の全ての学校における医療的ケア実施体制の充実に向け、和歌山県公立学校医療的ケア運営協議会を設置し、継続的な検討を進めていく。

また、県立特別支援学校における医療的ケアの実施のため、看護師の配置、特定行為業務従事者となる教員の育成、安心して安全な医療的ケアの実施に関する指針の提示等にも引き続き取り組んでいく。また、医療的ケア実施体制の充実に向けた重点事項を以下に示す。

### [重点事項]

#### ① 和歌山県公立学校医療的ケア運営協議会の開催

県内全ての学校における医療的ケアの体制整備と、総括的な管理体制を構築するため、教育、福祉、医療等の関係者及び保護者の代表者等から構成される協議会を開催する。

#### ② ガイドライン等の策定

人工呼吸器の管理等、特定行為以外の医療的ケアを実施する児童生徒等が在籍していることを踏まえ、各学校が医療的ケア児の実態に応じ、個別に対応の在り方を検討することができるためのガイドライン等を策定する。

#### ③ 看護師等に対する研修機会の設定

学校で医療的ケアを実施する看護師には、病院とは異なる環境で、他職種との協働により医行為に従事するなどの高い専門性が求められる。学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する。

#### ④ 全ての教職員に対する研修及び保護者等への啓発

学校全体での組織的な体制を整える観点から、全ての教職員が、看護師等と教員の協働による医療的ケア実施体制や医療的ケアに係る基礎的な知識を習得するための研修を推進するとともにリーフレットの作成等により、保護者に対する啓発に取り組む。